

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2021.12.10発行〈通巻第527号〉400円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <https://koshc.jp/>



特集1

重大災害も多い外国人労働者の労災 最近の事例から 2

特集2

厚労省検討会が新たな化学物質管理の在り方をまとめる 9

日本産業衛生学会が許容濃度等の勧告(2021年度) 13

「最高裁判決以前提訴訟」で国との和解が続々と成立

「屋外作業」での画期的事例も 建設アスベスト訴訟 19

死ぬまで元気です vol.42 右田孝雄 22

石綿(アスベスト)健康被害救済法改正への3つの緊急要請 24

韓国からのニュース 29

前線から 35

全国労総安全衛生センター連絡会議第32回総会/全国

重大災害も多い外国人労働者の労災 最近の相談事例から

最近の外国人労災相談について、協力関係にある外国人支援団体 RINK(すべての外国人労働者とその家族の権利ネットワーク関西)に寄せられた相談事例などから、傾向など考えてみたい。まずは事例をいくつか紹介する。

1. 労災隠し

労災隠しは外国人労働者に限らず常態的に発生しており、建設業ではとりわけ顕著である。外国人労働者は建設業の多重下請構造の中でも最下位の下請企業に雇われて作業員として働いており、現場で業務災害が発生しても元請事業所の意向を受けて労災請求を行わない。日本人作業員であれば自社の労災保険を使って処理するなどの方法で被災労働者に金銭的な負担をさせないということもするが、制度に疎い外国人労働者には事故の事実すら認めない。

労災隠し被害に遭いやすい外国人労働者に、不法在留者が多いのは、在留資格がないことを表沙汰にするわけにはいかないという被災者自らの事情のためであるとも考えられる。さらにそこに付け込まれて事業主からも労災請求の協力を得られないということもあるだろう。また、昨今は作業現

場においても在留資格のチェックが厳しく、外国人労働者が就労する場合に元請に当該外国人労働者の在留カードを提示している。これに伴い偽造在留カードはますます精巧になり、一見ただけでは本物と見分けがつかなくなっているうえ、購入費用も2万円～5万円と安価である。労災請求に伴い、このような偽造カードを元請に提示していたことが明るみになれば、立場の弱い下請は当然その元請の現場には出入り禁止になる。このように何重にも請求を拒む壁があることから、被災者本人もよほどの重傷でない限り労災請求を行わない。なお、この下請構造においては、外国人労働者に対する賃金の不払いについて相談を受けることも多く、場合によっては直接の雇用主ですら請負料金を受け取っていないということもある。

意外にも、外国人技能実習生についても労災隠しが行われ、しかも重症度の高い事案が続いている。静岡県の商品製造工場で働くベトナム人技能実習生は、機械に手を挟まれて指を四本欠損する災害に罹災したが、健康保険で治療中であるという。入院をすることもなく、事故の翌日から出勤を

強いられており、今後どのように補償などしていくつもりなのか事業所の意図が全く不明である。「1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの」となれば障害等級は7級が認められ、年金が支給されるうえ、障害厚生年金も併給できる。利き腕の手指が4指ないことはこの上なく不便であるが、技能実習を修了して帰国した後も、生涯にわたって年金が支給されるほどの障害である。外国人技能実習生を使用する事業所には、監理団体と呼ばれる上部機関が法令順守など指導する立場にあるが、この監理団体も事業所の労災隠しに目をつぶっていると思われる。

業務上災害に対する療養に健康保険を使うほど悪質ではないが、四国では労災請求を行わず事業所が任意で加入する傷害保険を用いて医療費を支払っている事件が続いた。従業員数が100名を超える規模の事業所もあれば、数名しかいない事業所もあり、労災保険を利用しないことによるメリット制の適用がこの背景にあるとは言いきれない。ただし、ある事件については、労災隠しによりこれまでメリット収支率を140%～200%であったところを74%にまで激減させ、メリット料率が9.5%から6.68%にまで引き下げることに成功している。これらの事件では、「健康保険を使って療養しているわけではないので違反ではない」とか、「在留管理庁にはケガの報告をしている」などの弁明がされることもあるが、いずれも死傷病報告を適切な時期に提出していないという問題があり、問題であることには違いない。

2. 重傷事案の増加

重症度の高いものは、1で報告した手指欠損以外にも、膝関節以上からの欠損、ひじ関節以上からの欠損、また上肢の用廃などの相談が入っている。いずれも事業場の安全配慮義務違反が原因であり、作業中、他に従業員が周辺におらず、ひとりで作業をしていたなど外国人技能実習生として就労するうえで必要な措置が十分に取られていないことも背景にある。本来であれば、実習指導員という法律で配置が求められている常勤職員が事故の発生を防ぐべく配置されていなければならないが、一人で危険な作業をしていたというのであれば、これを怠ったことになる。また、製造工で重症度の高い事件は、すべて機械への巻き込まれであり、安全装置が設置されていなかった、あるいは作動していなかった、安全な作業方法が書かれた作業手順書がなかったなどが原因であった。

大阪の重大事故発生事業所から提供された災害発生報告書を見ると、配属2か月後に機械のローラー部分に付着した製品カスを取り除く作業中にローラーに巻き込まれている。被災者は、現場のアルバイト職員から機械を止めずに作業をする旨伝えられ、その指示通り作業して被災したのである。背景を見てみると、作業手順書は作成されており、その中には「清掃時設備停止」と記載されていたものの、管理は現場任せになっていたことが分かっている。ローラーに付着した製品カスをヘラでそぎ落とすという作業であれば、確かに回転してい

るローラーにヘラを固定しておけば清掃しやすいし、効率も良いだろう。しかし、プラスチック製のヘラも劣化すれば製品カスも取りにくくなり、作業に慣れない被災者はヘラを無理に押さえつけているうちにローラーの回転に合わせて腕ごと巻き込まれていったのである。このとき、作業を監督するものもおらず、現場で一人であったことも確認されているし、巻き込まれ防止の安全カバーもローラー付近にカバーがしてあるだけで、作業員が傍から手を差し込んで作動中のローラーにヘラを当てるくらい

のことは、造作もないことであった。別の大阪の事件では、アルミニウムを破碎する機械に片腕を巻き込まれている。あまりのショックに本人はその日のことを何も思い出せずにいるし、他の従業員も誰も目撃していないことからなぜそのような事故が発生したのか不明のままである。しかし、機械に手を入れた背景が不明であっても、作動中に手を入れられる構造であり、さらに手を入れても機械が停止しない状態であったこと、技能実習生が一人で作業をしていたこと、という問題があったのは間違いない。事故発生後、現場には技能実習生の母国語でも安全標識が貼られるように



母国語も安全標識に記載して注意喚起

なり、掲示板にも「重点厳守厳禁事項」が掲げられ、第一条に「動いているものには乗らない 回転物には手を出さない」と大きく書かれているが、安全対策がそもそも十分でないことと、技能実習生に対する指導体制の不備は指摘できる。

本年3月号で報告した造船所での資材倒壊事故でも状況は同じで、作業時はひとりで作業をしていた。実習指導員が見守っていたり、指導をしたり、少なくとも一緒に作業をしていれば避けられた事故であった。

いずれの事故でも安全衛生体制の不備と技能実習生指導に問題があり、このような事業所に対する技能実習生の受入停止などの処分が下されるべきである。

3. 同一事業場多発事案

労災事故が多発する現場に外国人労働者が集まるのではなく、労災が多発するために労働者が集まらず、外国人労働者を派遣で入れている職場がある。昨年6月号・7月号で報告したカリギスさんが被災した三重県の中子製造工場は、津労働基準監督署が安衛法20条（事業者の講ずべき措置等・危険の防止）、同規則107条（掃除等の場合の停止等）、労働者派遣法45条（安全衛生法の適用に関する特例等）違反で送検している。過去にも1度死亡災害を発生させて送検されていて、これで2回目であった。これを受けて、本年5月、法務省および厚生労働省が技能実習計画の取り消し、つまり技能実習生の受入停止の処分を下した。難民申請者や定住者ばかりでなく、技



カリギスさんとご家族

能実習生まで使用していたのであるが、受入停止を受けてこの事業所は人手をふたたび外国人に求めた。

そして今年9月に外国人労働者から作業中に指を飛ばした、という相談を受け、話を聞いているうちに同じ事業所であることが判明した。死亡→上肢欠損→指欠損と被害は軽くなっているが、その分緊張感が欠

落していく事業所は、「仕事中にケガをしたとは絶対に言うな」と被災者に言い含めて病院に連れて行った。車のドアで挟んだことにされたというので、すぐに被災者を雇用する派遣会社に連絡し、業務災害による負傷であることを伝えて労災保険で処理してもらった。それでも災害発生状況報告欄に「安全教育にて周知させていた『動作確認は機械を停止させる』という工程を怠って材料投入口の駆動用ベルトに触れてしまい右手人差し指をベルトとプーリーに挟まれて被災した」と事実と異なることが書かれているので、本人に指示して削除させたところである。非常に無責任な事業所であるため、外国人労働者が就労するにはまったくふさわしくないことは明らかであるが、このような事業所に外国人労働者が派遣される傾向があるのではないだろうか。

現場探しや2度の労災審査請求など・・・

ペルー人労働者Aさん、解体作業中に廃材で腕を切るケガをして仕事を休まなければならなくなり、労災保険が使えるか、と当センターに相談に来た。

雇用主らしい親方には何もしてもらえていない。

解体した廃材の受け渡しをしていたときに、うっかり窓枠に残っていたガラス片に右腕を当ててしまい、腱を切ってしまった。上司が病院へ連れて行ってくれそのまま手術を受けた。

しかし、労災保険の手続きもせず、本人

が費用を請求され困っていた。

この仕事は知り合いのペルー人を通して得たもので、解体現場で働いた7、8人の労働者のうち、外国人はその知り合いとAさんの2人で、しかもAさんの給与は日払いで、その知り合いが親方から受け取り、2000円を引いてからAさんに渡されているという。

親方の協力がなかったのであれば、元請を特定しようと、現場について尋ねるが、どうもはっきりしない。駅前の「宝くじ売り場」のような小屋の解体だという。駅周辺の商

業施設に所属する物であったのかと考え、考えられる会社に電話で連絡をして解体作業があったか確認するが、該当するような解体工事が見つからなかった。

そこでAさんと現場へ行ってみた。

Aさんが案内したのは駅から道を挟んだあるビルの前、確かに何かあった後の地面をコンクリートで整えて、三角コーンで囲ってある。GOOGLEのストリートビューにも以前あったらしい小さな建物が写っている。ビルの1Fに入っている不動産会社の物件情報が貼ってあるように見えたので、不動産会社に入って尋ねてみた。

確かに解体はあったのは知っているが、その会社の建物ではないという返答だった。一緒にいたAさんが右腕を三角巾で吊っているので、同情しているようではあるが、関わりたくないふうで、ビルの管理人に尋ねるよう勧められた。その足でビルの管理人室に行って、同じ質問をした。そこでもそのビルとは関係ないとの回答しか得られなかった。

ともかく、現場だけは特定できたので、労働基準監督署から事業主を指導してもらうことにした。

尼崎労働基準監督署で事情を話し、親方に労災手続きをするように指導をお願いした。こちらでわかっているのは、現場と親方の名前と携帯電話番号だけである。

監督署が親方に電話してわかったことは、まず親方の名前から似ているが間違っていたこと。当該解体工事は、その親方の会社で受けたもので、別に元請はない、労災保険は未加入であるということ。監督署

の指導を受けて、労災保険に加入し、労災手続きをすることになった。

結局、解体工事の注文主は不明なままだったが、とりあえず、Aさんは労災適用されることになった。

つくづく外国人労働者はきちんとした情報にアクセスしづらく、行政手続きをとるのは難しいと実感した。そしれにしても、はっきり現場でケガをしたことが分かっているのに、治療費さえ払わず、ほったらかしとは悪質な事業主だった。

ペルー人労働者Bさんは、派遣された大阪南部のメッキ工場で働いていた。

長い柄の先がカゴになったジグに金属部品を入れて、亜鉛の入ったプールへ浸ける作業の時に、プールからこぼれた高温の亜鉛が右足の靴の中に入って、足指や甲に重度の火傷を負った。労災保険の適用を受けて治療し、約10か月後に症状固定となった。障害等級は14級の4、「下肢の露出面に手のひら大の醜いあとを残すもの」と判断された。

Bさんは同じ派遣先工場の職場に復職したが、金属部品を常に持ち運ぶ重労働ではケガをした右足の痛みが続き、しっかり踏ん張ることもできず苦心していた。そのため、障害等級が火傷あとのみを認めた14級というのは、軽すぎると考えるようになり、安全センターに相談した。

Bさんの主な訴えは、足の疼痛で常に薬を必要としていた。火傷はⅢ度の重傷であったが、Bさんが手術を希望しなかったので植皮は行わず、広い範囲にひどいあと



が残り、疼痛の他に皮膚の感覚障害、ひきつりなどがあった。皮膚がこれほどダメージを受けたのだから、Bさんの訴えは納得のいくものであったが、神経症状でも14級と判断されていたようで、14級は2つあっても14級となる。審査請求し、強い疼痛と就労制限を訴えた。

幸い審査官の対応は好意的で、足首の関節にも運動制限があるのではないかと医師に計測を依頼した。結果、右足関節の可動域が4分の3以下に制限されているということで、12級の7「関節の機能に障害を残すもの」に該当すると判断された。神経症状は重く見てもらえなかったが、審査官は支給決定の取消処分を行い、改めて12級として障害補償一時金が追給された。

それで障害が治るわけではないが、ひどいケガをしたのに軽く考えられたと感じていたBさんも納得した。

それから2年近くが経ち、再度Bさんから相談があった。

鼠径ヘルニアで手術をするのだが、労災になるだろうか、というものだった。

亜鉛のプールに部品を浸ける作業で、持ち運びするジグは、長い棒の先にカゴが付



いた構造で、そこに20～30kgの部品を入れて、持ち運び、プールへ上げ下げする。作業の途中で下腹に違和感を感じ始め、次第に痛みが出てきたという。

派遣会社は労災請求をすでに行っていた。重労働でもあり、会社の協力があれば、認定されるのではないかと考えていたところ、堺労働基準監督署は不支給決定を行った。

Bさんから不支給になったとの連絡を受けてすぐ、開示請求で復命書を手にしてもらった。資料を見ると、主治医は意見書の中で、業務が原因と認められるとし、理由として、労働によって過度な腹圧が生じることは推定できる、ヘルニアの成因となることも十分考え得る、と明確に回答していた。さらに「既往症が原因ではないか」、との質問に対して、「既往症が原因ではなく、繰り返しかかる腹圧によって生じたものと考えられる」と答えていた。にもかかわらず、不支給となったのは地方労災医員の意見が原因だった。

労災医員は、通常の作業であり、他の腹部への外力がなかったのなら、2015年にもヘルニアを発症しているのに、筋肉の脆

弱性等の基礎疾患、加齢や生活習慣によるものだと意見した。それをうけて、堺労働基準監督署は、鼠径部に過度の負担がかかる業務とは認められず、業務と傷病との因果関係は認められないと論づけた。

主治医が業務に起因すると言っているのを、なぜわざわざ本人の脆弱性のためとしたのか、労災医員の意見は理解しがたい。Bさんの働く工場はやはり安全な環境とは言い難く、最初の労災のような火傷の危険性も常にあるし、工場内は雑然と部品などが積まれて狭い通路をフォークリフトが走行し、業務は頻繁に重量物を取り扱う（7ページ写真）。Bさんは鼠径ヘルニアになっ

たが、腰痛もあり、他の労働者もいつ腰痛がひどくなったり、事故にあう可能性がある。

職場の実態を理解しようとしていない労災医員の意見をひっくり返さなければならない。これから審査請求を進めていく。

外国人労働者からの相談ではいまだに重大災害や労災隠しのケースもあるが、一方で、過重な負荷による腰痛、上肢障害などの相談も増えている。また、いじめ・パワハラによる精神疾患もある。

何をするにも、まず言葉の問題で躓く彼ら彼女らの安全の問題は、まだまだ保障されていない。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527 FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

厚労省検討会が新たな化学物質管理のあり方をまとめる

基本とする自律的な管理とは？

厚生労働省の専門検討会は、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書（以下、「報告書」）（厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000807679.pdf>）を2021年7月19日にとりまとめた。この検討会は、2019年9月2日より開始され、2021年7月14日まで15回開催された。

検討会の開催要綱のはじめには、法令の対象となっていない化学物質による労働災害が頻発していること、一方で、国際的に「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)」によりすべての危険・有害な化学物質について、ラベル表示や安全データシート (SDS) 交付を行うことが国際ルールとなり、欧州の REACH という仕組みでは、一定量以上の化学物質の輸入・製造について、すべての化学物質を届け出対象とし、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われていることから、化学物質による労働災害を防ぐため、検討会で職場における化学物質の管理のあり方について検討すると記載されている。

当センターが取り組んだ校正印刷業務において胆管がんが多発した事案や、その後明らかにになったオルトートルイジンによ

る膀胱がん、MOCA による膀胱がんなど労働者自身や労働組合によって事件が明らかになった事案が続いたことも、検討を開始する大きなきっかけとなったようだ。

また、厚労省の、2018年度から2022年度までの5か年についての「第13次労働災害防止計画」においても、労働災害防止対策に化学物質による健康障害防止対策をあげていた。

2018年9月の全国労働安全衛生センター連絡会議と厚労省との懇談（本誌2018年10月号）の際に、「第13次労働災害防止計画」での取り組みについて訊ねたが、当時はまだ具体的な計画はできていないという話だったが、1年後に検討会が開始されたということだった。

リスクアセスメントを主とする自律的管理

今回の検討会報告書には「化学物質への理解を高め 自律的な管理を基本とする仕組みへ」という副題がついている。つまりこれまでの化学物質規制の根幹であった「特定化学物質障害予防規則」「有機溶剤中毒予防規則」「防じん障害防止規則」等での対策から、事業者が自律的管理を行う仕

組みへと対策を大きく変更するという、報告書での方針を端的に言い表している。

これまでの特定化学物質障害予防規則等での対策は、無数にある化学物質をすべて対象とするにはまだまだ追いつかず、未対象の物質による労働災害が続いて起こっていた。今回の報告書では対象物質を増加させ、リスクアセスメントを義務化する。これが上手く働けば、化学物質管理は前進すると思われる。

報告書には以下の7つの章立てがある。

1. 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

2. 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

3. 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

4. 中小企業に対する支援の強化

5. 特化則に基づく措置の柔軟化

6. がん等の遅発性疾患の把握とデータの長期保存のあり方

7. 事業者及び国が行う有害性調査(試験)

最初の1. 化学物質規制体系の見直し(自律的な管理を基軸とする規制への移行)で、副題にもある「自律的な管理」について、報告書は、「国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組みに見直すことが適当である」とする。

具体的には、国は、GHS分類及びモデ

ルラベル・SDSの作成公表を進め、それに基づいてGHS分類済みの危険有害物質に対する情報伝達及びリスクアセスメントを事業主に義務づける。また、有害物質の濃度を(ばく露限界値以下に)管理すること、直接接触の防止、労災多発の場合等の製造・使用制限も義務づける。GHS未分類の物質の場合は、リスクアセスメントの実施や結果に基づいてばく露濃度をなるべく低くする措置を努力義務とする。

2. 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立、のため、化学物質管理者の選任義務化、また新しく保護具着用管理責任者の選任義務も課す。他に、職長・労働者等に対する教育の強化、外部専門家としての化学物質管理の専門人材の確保・育成となっている。外部の専門家としては、オキュペイショナル・ハイジニスト等をあげている。

3. 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化は、ラベル表示・SDS交付の促進、SDS記載内容・交付方法の見直しなどで、他の容器へ移し替えてもラベル表示するなど情報の伝達の強化をする。

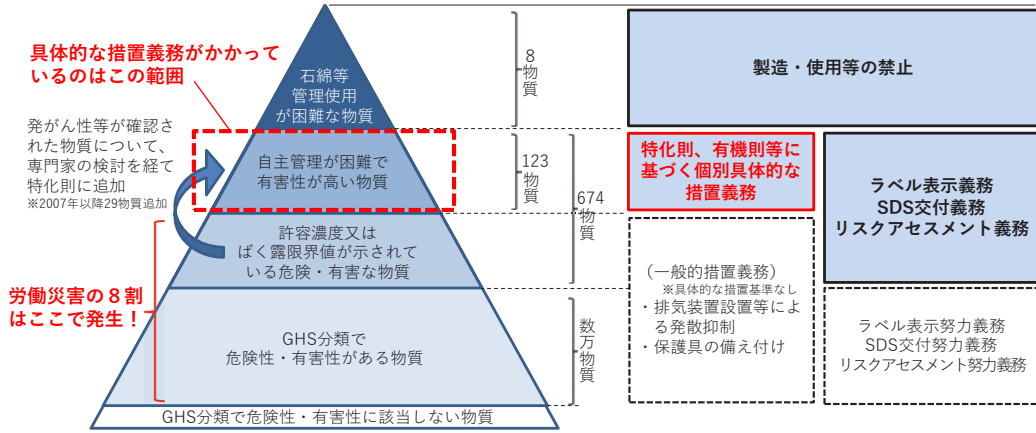
また、こういった複雑な管理体制を整備するために、資源に乏しい中小企業に対して支援を強化することとしている。ガイドラインの策定や専門家による支援、化学物質管理のインフラ整備等である。

次に少し気になるのは、1から3で自律的管理対策を進めるのと同時に、これまでの特化則に基づいていた措置を柔軟化している点である。

特化則は自律的管理の中に残すべき規定

現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）

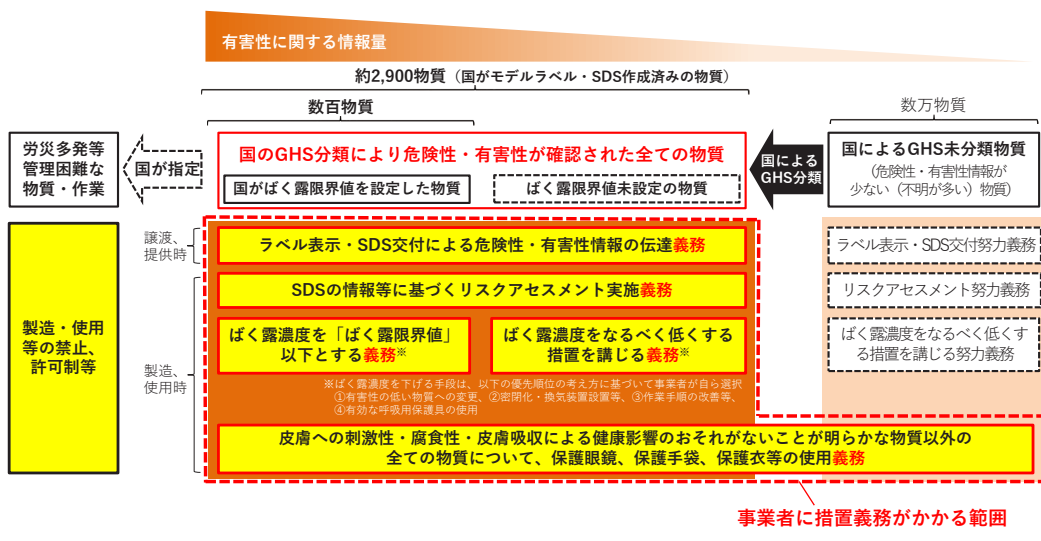
- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生（規制とのいたちごっこ）



5

見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）

- 措置義務対象の**大幅拡大**。国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が**自ら選択可能**
- 特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認



6

を除き、5年後に廃止することを想定している。5年後、自律的な管理が定着していないと判断される場合は、廃止を見送り、さらに5年後に改めて評価するという。

これによって特化則123物質の作業環境測定の定期実施の義務づけがなくなる。最初に1回、その後は変化がある時に実施、それ以上は企業任せだ。ばく露限界値以下に管理するためには、測定しなければわからないため、リスクアセスメントの6か月ごとの定期実施を義務とするべきだろう。

6. がん等の遅発性疾病の把握とデータの長期保存のあり方で、自律的な化学物質管理の仕組みにおいて、健康影響に関するデータの保存は重要であるので、発がん性物質についての健康診断結果、ばく露状況に関するデータ、作業歴について事業者が30年間の保存を義務づける。また、上記のデータや特化則で保存を義務づけられている記録について、転職・倒産による散逸などを回避し、確実な保存を担保するために、第三者機関（公的機関）が保存を行う仕組みを検討するのが適当とする。放射線従事者中央登録センターのような機関をイメージしていると思われる。遅発性疾病ではデータ保存は重要で、ぜひ実現してほしい。

年明け法制化へ

報告書の問題点をいくつか述べると、上記の特化則の廃止により定期測定がされなくなる可能性のほか、ばく露濃度を評価する手法において、個人ばく露の測定値や作

業環境測定値のような実測値をばく露限界値と比較する手法に加えて、数理モデルによる推定値をばく露限界値と比較する方法でも良いとし、事業主は推定値が低くなるような仮定を設定できるこの方法を使用する可能性が高くなる。

また、これまで特化則で個別具体的な規制が課されていたのに対し、報告書では危険有害物質にたいして、国が定める管理基準の達成を求め、その手段は限定しないとした。手段を限定しないとは、例えば、これまで環境測定の結果第三管理区分とされた場合、改善義務があり、局所排気装置の性能向上など、改善できるまでは保護具の着用で対処する、となっていたのが、リスクアセスメント後も第三管理区分である場合、改善義務があり、改善しても、基準を達成できない場合、外部の専門家の意見を聴き、さらに改善、ただし、専門家が「基準を達成できない」と判断すれば、保護具着用でよい、としており、安易に保護具着用で済む可能性がある。

やはり、特化則には継続すべき部分が多い。廃止するというならば、そのための条件、リスクアセスメントの手法でどこまで管理が達成できたのか、残すべき規則はそういった点なのか、明確にした上で、達成する方向を目指すべきだろう。

特に特化則にあったような事業主の責任や義務を明確化し、罰則規定を設けるべきではないだろうか。

報告書を元に厚労省は法制化の作業に入っている。来年には法案が示される予定だ。

日本産業衛生学会が許容濃度等の勧告（2021年度）

～新たに溶接ヒューム、溶接に伴う紫外線照射を発がん分類第1群、オルトフタルアルデヒドを感作性物質第1群など提案

2021年度勧告

日本産業衛生学会は毎年「許容濃度等の勧告」（以下、産衛学会勧告）を改訂し、公表している。詳細は、次のオンラインPDFを参照されたい。

■許容濃度等の勧告（2021年度）（2021年5月18日付）

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/309/kyoyou.pdf>

産衛学会勧告の「目的」について次の通り記されている。

ここに述べる有害物質の許容濃度、生物学的許容値、騒音、衝撃騒音、高温、寒冷、全身振動、手腕振動、電場・磁場および電磁場、紫外放射の各許容基準は、職場におけるこれらの環境要因による労働者の健康障害を予防するための手引きに用いられることを目的として、日本産業衛生学会が勧告するものである。

したがって、職場の労働安全衛生にとっては、とても重要である。

ちなみに、産衛学会勧告は次の13項目から構成されている。

各項目の意義や用語の定義などについては（たとえば、発がん性分類第1群とは何か、といった）それぞれ詳しく解説されているので、上記のオンラインPDFを参照されたい。

I. 化学物質の許容濃度、II. 生物学的許容値、III. 発がん性分類、IV. 感作性物質、V. 生殖毒性物質、VI. 騒音の許容基準、VIII. 高温の許容基準、IX. 寒冷の許容基準、X. 全身振動の許容基準、XI. 手腕振動の許容基準、XII. 電場・磁場および電磁場（300 GHz以下）の許容基準、XIII. 紫外放射の許容基準

2021年度暫定提案

その年度の新たな、物質や許容濃度等の提案については「暫定」として提案理由を付して公表され、1年間の公示期間を経て、問題が認められなければ正式な勧告とされることになっている。2021年度の暫定提案理由は次の4項目である。

許容濃度の暫定値（2021）の提案理由（5物質）

生物学的許容値（2021）の提案理由（2物質）

発がん性分類の提案暫定物質（2021）の提案理由（2物質）

感作性物質（2021）の提案理由（3物質）

2021年度の暫定提案理由の詳細は、次のオンラインPDFを参照されたい。

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/309/teian.pdf>

このなかで、

・「溶接ヒューム、溶接に伴う紫外線照射」を発がん分類第1群

・オルトフタルアルデヒドを感作性物質第1群

が勧告されていることが注目される。

前者は、2021年4月1日施行の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正に関連する事項であり、後者は、これまで内視鏡の消毒剤使用で呼吸器障害が問題になった物質についてである。

許容濃度(2021)の提案(抜粋)		
物質	提案	勧告の履歴
マンガンおよびマンガン化合物 (Mnとして、有機マンガン化合物を除く) Mn [CAS No. 【7439-96-5】]	許容濃度 0.02 mg/m3(吸入性粉塵) 許容濃度 0.1 mg/m3(総粉塵) 生殖毒性分類 第2群	2021年度(改定案) 許容濃度 0.02 mg/m3(吸入性粉塵) 許容濃度 0.1 mg/m3(総粉塵) 2014年度(新設) 生殖毒性分類 第2群 2008年度(改定) 許容濃度 0.2 mg/m3 1985年度(新設) 許容濃度 0.3 mg/m3
発がん性分類(2021)の提案(抜粋)		
溶接ヒューム	発がん分類 第1群 溶接のヒュームにおいて、症例対照研究のプール解析や多施設症例対照研究、コホート研究の結果から、溶接ヒュームが肺がんを誘発する十分な発がん性の証拠があると判断した。以上より溶接ヒューム	なし
溶接に伴う紫外放射	発がん分類 第1群 溶接に伴う紫外放射において、大規模症例対照研究や多施設症例対照研究などの結果から、紫外放射が眼内黒色腫を誘発する十分な発がん性の証拠があると判断した。以上より溶接に伴う紫外放射の発がん性分類は第1群とすることを提案する。	なし
感作性物質(2021)の提案(抜粋)		
物質	提案	他の機関の感作性物質分類
オルトフタルアルデヒド(OPA) C6H4(CHO)2 [CAS No. 643-79-8]	感作性分類 気道第1群 感作性分類 皮膚第1群	ACGIH 気道感作 皮膚感作

照度基準引き上げ、 独立個室型便所の位置づけ 事務所衛生基準規則の改正

事務所における衛生基準を定めた事務所衛生基準規則（以下、「事務所則」という。）が改正され、この12月1日に公布された。主な改正内容は、作業面の照度基準の引き上げ、便所の設置基準、救急用具の内容の改正などとなっている。ここでは照度基準と便所の設置基準の改正について紹介する。

どこの事務所もそんなに暗くない 時代遅れの照度基準を改正

従来の事務所則の照度基準は次のようなものだった。

第10条 事業者は、室の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料の取扱い等特殊な作業を行なう室については、この限りでない。

作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

2 事業者は、室の採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない

い。

3 事業者は、室の照明設備について、六月以内ごとに一回、定期的に、点検しなければならない。

JIS（日本産業規格）が2010年に示している基本的な照明要件によると、「ごく粗い視作業、短い訪問、倉庫」で100ルクス、「粗い視作業、断続的に作業する部屋（最低）」で200ルクス、「普通の視作業」では500ルクスとされている（JIS Z 9110）。したがって従来の最低基準である「粗な作業」で70ルクスというのは不適切ということになる。70ルクスがどのぐらいの明るさかというと、夜間の路上で街灯の下にいる明るさというのだから、作業をする環境としてはいかにも暗すぎる。

そもそもの事務所則の基準が、昭和46（1971）年の制定時のままになっているため、まったく時代にそぐわないままで、現在まで経過してきたということに問題があるといえよう。

今回の改正では、第10条第1項の表を次のように改めることとした。

作業の区分	基準
一般的な事務作業	300ルクス以上
付随的な事務作業	150ルクス以上

「一般的な事務作業」とは、改正前の「精密な作業」と「普通の作業」のことをいい、「付随的な事務作業」とは「粗な作業」に該当する。しかし現実には JIS Z 9110 の規定では、「精密な作業」で 1000 ルクス、「超精密な作業」で 2000 ルクスが推奨されていたり、基準はあくまで最低基準であり、作業に応じた照度が必要なことは明らかだ。行政通達では「個々の事務作業に応じた適切な照度」について、「事業場ごとに検討の上、定めることが適当」とした。

また、高齢労働者が増加していることから、すべての労働者に配慮した視環境を確保するため、個々の作業面における照度の適切な確保が重要としている。

ただ、今回の照度基準の改正は、事務所則に限られており、すべての職場に適用される労働安全衛生規則の同様の規定（第 604 条）はそのまま変更されていない。

あまり議論されないのに 不可欠な衛生設備である便所

便所の設置基準がどうなっているか。安全衛生対策に取り組んできた人たちでも、意外に従来の規定をよく知らないということがある。従来の規定は次のとおりだ。

第 17 条 事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。

- 一 男性用と女性用に区別すること。
- 二 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者 60 人以内ごとに 1 個以上とすること。
- 三 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者 30 人以内ごとに 1 個以上とすること。

四 女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者 20 人以内ごとに 1 個以上とすること。

五 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。

六 流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。

2 事業者は、便所を清潔に保ち、汚物を適当に処理しなければならない。

まず、男性用と女性用を区別することが原則であって例外はない。そのうえで、同時に就業する人数に応じて便房の数や小便所の数が設定されている。たとえば住居用にできているマンションの一室を事務所として使用している場合、普通、便所は一つなので、そもそもが違反状態ということになる。ただこの違反は見過ごされてきただけだった。

男性用女性用は原則だが 10 人以下の独立個室型は 1 か所で OK に

今回の改正では、男性用、女性用の区別は原則としながら、少人数（同時に就業する労働者が常時 10 人以内）の作業場において、独立個室型の便所で足りることとした。この「独立個室型」とは、男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所のことだ。つまり、便房ごとにパーティションで区切られ、上部と下部に隙間が空いているものは独立個室型とは言わない。たとえば車いす対応のバリアフリートイレなどはこの独立個室型に含まれる。

ただ、この少人数での例外規定については、パブリックコメントでたくさんの批判が寄せられたという。男女別に例外を設けることは、性犯罪などの社会問題がある中で基準の後退

であるというものだ。

この点について、行政通達は次のように説明する。

「イ 便所の設置に関する例外（第 17 条の 2 第 1 項関係）

① 作業場に設置する便所については、作業場の規模にかかわらず男性用と女性用に区別して設置することが原則である。一方で、住居として使用することを前提として建築された集合住宅の一室を作業場として使用している場合など、便所が 1 箇所しか設けられておらず、建物の構造や配管の敷設状況から、男性用便房、男性用小便所、女性用便房の全てを設けることが困難な場合もある。このような場合についても例外なく、便所を男性用と女性用に区別して設置する原則を適用した場合、作業場の移転や便所の増設に必要なスペースを確保することによる作業環境の悪化などが生ずるおそれがあることから、同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合は、独立個室型の便所を設置した場合に限り、例外的に男女別による設置は要しないこととしたものであること。

② 本条は便所を男性用と女性用に区別して設置する原則の適用が困難な作業場における例外規定であり、同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合においても、可能な限り便所は男性用と女性用に区別して設置することが望ましいことはいうまでもないこと。

③ 同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合であって、既に男女別の便所が設置されている場合において、本条を根拠に便所の一部を廃止し、又は倉庫等他の用途に転用することは、本条の趣旨を踏まえれば、不適切な対応であり、許容され

るものではないこと。

④ 新たに作業場を設ける場合（建物を新たに設置する場合のほか、既存の建物の一部を賃貸等により作業場として使用する場合も含む。）については、当該作業場で同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合には、独立個室型の便所を 1 箇所設ければ足りるものであるが、同時に就業する労働者の数が常時 10 人を超えた場合には、直ちに法違反となる一方、便所の増設は容易ではないことを踏まえれば、あらかじめ男性用と女性用に区別した便所を設置しておくことが望ましいこと。」

つまり、建物の構造の理由からやむを得ない場合などの例外であることが、行政解釈上ではあるが、強調された上での例外措置であるということになる。

独立個室型便所設置で 人数要件を緩和

また、男性用と女性用を区別した便所を設置した上で、独立個室型の便所を設置する場合は、男性用大便所の便房、男性用小便所及び女性用便所の便房をそれぞれ一定程度設置したものと取り扱うことができるものとしている。具体的には、男性用大便所又は女性用便所の便房の数若しくは男性用小便所の箇所数を算定する際に基準とする当該事業場における同時に就業する労働者の数について、独立個室型の便所 1 個につき男女それぞれ 10 人ずつ減ることができる。

表現上ややこしいが、便器の必要数を数えるとき、独立個室型を一つ設けていれば、10 人ずつ減らせるということだ。

その他、行政通達では、独立個室型の要件について、つぎのように明確に規定している。

「⑤ 「独立個室型の便所」とは、男性用と女性用に区別しないそれぞれ単独でプライバシーが確保されている便所のことをいい、仕切り板又は上部若しくは下部に間隙のある壁等により構成されている便房からなる便所と対をなす概念の便所であること。「壁等」とは、視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のことをいい、「四方を壁等で囲まれた」とは、全方向を壁等で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造であることをいうこと。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年政令第379号）に規定されている車椅子使用者用便房やオストメイト対応の水洗器具を設けている便房からなる便所についても、上記要件を満たす場合は、当然、独立個室型の便所に該当するものであること。

⑥ 独立個室型の便所は、施錠できることが要件とされているが、便所の使用に際し、(i) 内部に他者が侵入し、施錠された場合に退避困難となること、(ii) 施錠された便所内で体調不良者が発生した場合に救護等が困難となること等から、便所内に容易に押下することができる非常用ブザー等の設置や、異常事態発生時に外部から解錠できる

マスターキーを事業場管理者が有しておくことなど、非常事態を想定した対応を衛生委員会等で調査審議、検討等を行った上で定めておくことが望ましいこと。」

さらに、制定したところからの時代の移り変わりを感じさせる改正もいくつかある。「カードせん孔機」の事務作業（第1条、第12条）などは見かけなくなって久しいし、睡眠や仮眠の場所に備える用品に「かや」はもはや必要ないので削除している。

事務所の安全衛生対策をあらためて見直そう

事務所の衛生基準というものは、きわめて多くの職場の日常に関わるものであり、必要不可欠な職場環境を律するものであるにもかかわらず、あまり議論のテーマとはなっていない。とくに今回改正された、便所をどう設置するかという問題は、快適な職場環境を整えるうえで、きわめて大切であるにもかかわらず衛生委員会等での議論の俎上の上がることも少ないのではないだろうか。そういう意味では、事務所則改正を今後の安全衛生対策を進めるうえで、一つのきっかけとしてみるのもよいのではないだろう。

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0120-631202」
「情報公開推進局ウェブサイト：<http://www.joshrc.org/~open/>」では、ここで見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

**安全
センター
情報**

「最高裁判決以前提訴訟」で国との和解が続々と成立

「屋外作業」での画期的事例も 建材メーカーとの闘いは続く

～全国の建設アスベスト訴訟で

建設アスベスト訴訟については、本年5月17日の初の最高裁判決のあと、建設アスベスト訴訟原告団・建設アスベスト訴訟全国弁護団会議・建設アスベスト訴訟全国連絡会と厚生労働大臣との間で「基本合意書」が締結された。

このなかで、全国で最高裁判決前に提訴された裁判について、次の40訴訟（次ページ表参照）については、最高裁判決後に提訴された訴訟とは別途の内容での和解解決をはかるとされており、今日までに、建設アスベスト全国弁護団会議加盟の弁護団・原告団訴訟において、国との和解が相次いでいる。

国は和解、建材メーカー8社は継続

直近では、アスベスト訴訟関西弁護団（団長・浦功弁護士、当安全センター運営協議会議長）を代理人として、昨年12月21日に国と建材メーカーを相手取って大阪地裁に提訴していた建設アスベスト訴訟において、11月30日、国との和解が成立した（表の34番目）。

原告は、大工2名と左官1名で、今回は、被告・国とのみ和解が成立。和解金総額は3833万5000円。



浦功弁護団長

被告・建材メーカー各社は、全国の建設アスベスト訴訟におけると同様に、依然として争う姿勢を崩していないため、弁護団は「引き続き損害賠償責任を追及していく」としている。

次の建材メーカー8社との訴訟は今後も継続される。

株式会社エーアンドエーマテリアル
株式会社エム・エム・ケイ（旧・三菱マテリアル建材）

ニチアス株式会社

神島化学工業株式会社

ケイミュー株式会社（旧・クボタ松下電工外装）

日東紡績株式会社

大建工業株式会社

株式会社ノザワ

(別紙) 訴訟事件目録(令和3年5月17日以前に提訴された訴訟)

	訴訟名	裁判所	事件番号
1	北海道1陣	札幌高裁	平成29年(ネ)204号
2	北海道2陣1次	札幌地裁	平成27年(ワ)第1288号
3	北海道2陣2次	札幌地裁	平成28年(ワ)第1525号
4	北海道3陣1次	札幌地裁	令和2年(ワ)第645号
5	北海道3陣2次	札幌地裁	令和2年(ワ)第1975号
6	北海道3陣3次	札幌地裁	令和2年(ワ)第3053号
7	北海道3陣4次	札幌地裁	令和3年(ワ)第202号
8	東北	仙台地裁	令和2年(ワ)第1035号
9	埼玉1陣1次	さいたま地裁	令和2年(ワ)第679号
10	埼玉1陣2次	さいたま地裁	令和2年(ワ)第2919号
11	東京2陣	東京高裁	令和3年(ネ)第866号
12	東京3陣1次	東京地裁	令和2年(ワ)第7828号
13	東京3陣2次	東京地裁	令和2年(ワ)第21835号
14	神奈川1陣	最高裁	平成30年(受)第1451号、同第1452号
15	神奈川2陣	最高裁	令和2年(ネ受)第467号、同第470号
16	神奈川3陣1次	横浜地裁	令和2年(ワ)第1185号
17	神奈川3陣2次	横浜地裁	令和3年(ワ)第537号
18	京都2陣1次	京都地裁	平成29年(ワ)第177号
19	京都2陣2次	京都地裁	令和2年(ワ)第899号
20	京都2陣3次	京都地裁	令和3年(ワ)第1278号
21	大阪2陣1次	大阪地裁	平成28年(ワ)第9433号
22	大阪2陣2次	大阪地裁	平成28年(ワ)第12675号
23	大阪2陣3次	大阪地裁	平成29年(ワ)第1801号
24	大阪2陣4次	大阪地裁	平成29年(ワ)第5215号
25	大阪2陣5次	大阪地裁	平成30年(ワ)第1879号
26	大阪2陣6次	大阪地裁	平成30年(ワ)第4763号
28	大阪2陣8次	大阪地裁	平成31年(ワ)第2137号
29	大阪2陣9次	大阪地裁	平成31年(ワ)第2778号
30	大阪2陣10次	大阪地裁	令和元年(ワ)第4794号
31	大阪2陣11次	大阪地裁	令和2年(ワ)第4826号
32	大阪2陣12次	大阪地裁	令和2年(ワ)第4830号
33	大阪3陣	大阪地裁	令和3年(ワ)第4496号
34	関西	大阪地裁	令和2年(ワ)第12115号
35	九州1陣	最高裁	令和2年(受)第614号、同第613号
36	九州2陣1次	福岡地裁	平成30年(ワ)第579号
37	九州2陣2次	福岡地裁	平成30年(ワ)第3112号
38	九州2陣3次	福岡地裁	令和2年(ワ)第1046号
39	九州2陣4次	福岡地裁	令和2年(ワ)第4091号
40	九州2陣5次	福岡地裁	令和3年(ワ)第1555号

弁護士は年内追加提訴を含め、来年にむけて取り組みを強化していくということである。

屋外作業なども国との和解もあり得る

今回の34番訴訟のほかの訴訟についても、続々と和解成立の報告が続いている。

そのなかで注目されるのは、大阪アスベスト弁護士団（団長・村松昭夫弁護士）が担当する建設アスベスト大阪訴訟において、一見、「屋外作業」とみられる原告について、国が和解に応じたという事案である。

最高裁判決では、屋根工や外装工といったもっぱら屋外において作業に従事した建設被害者に対する責任が認められなかった。

しかし、そうした労働者においても、屋内作業を並行して行っているのであって、単に職種や建築か土木かといった工事の種類だけで「救済の対象外」と諦めてしまうのは早計なのである。

『今回の和解対象には、スレート屋根工、防水工、水道管配管工など、一見すると屋外作業と分類されそうな被害者が含まれています。

屋根や外壁に使用するスレート波板は、大きくて重いので地上で切断・加工することが一般的です。また、ほこりや騒音で近所迷惑にならないよう、工場や車庫など屋内で作業することもよくあります。屋根工だからといって、屋外だけで作業するわけではありません。また、防水工は、屋上などの防水工事自体からではなく、屋上等に

行き来する際に吹付作業の現場を通ったり、漏水調査をする際に吹付材から石綿粉じんにばく露しました。

さらに、今回、「建築」工事ではなく「土木」工事である水道管配管工についても和解が成立しました（大阪2陣訴訟では、すでに温泉管配管工についても和解が成立しています）。最高裁は、「屋根があり半分以上が外壁で囲まれた」場所を屋内作業場と定義し、屋外作業については予見可能性がなかったとして、屋根工に対する国の責任を否定しました。この点、道路を掘削して水道管や温泉管を配管する工事現場に屋根はありませんが、狭い穴の中はものすごい粉じんがこもります。国は、「屋外作業」を形式的に見るのではなく、救済を図る立場から、作業実態に即して柔軟な判断をしていると考えられます。』大阪アスベスト弁護士団サイトより引用 (<https://asbestos-osaka.jp/all/kensetsu/3821/>)

このような「最高裁判決」そのものには含まれない作業形態の被害者についても、今後、救済対象が拡大される余地が十分ある。

「国との和解救済の拡大をとことん追求する」、「建材メーカーに責任を認めさせ、救済制度に参加させるために闘う」といった「アスベスト正義」を実現させるため、安全センターは今後とも弁護士団や被害者団体と緊密に連携して取り組んで行くことにしている。

死ぬまで元気です



Vol.42 右田 孝雄

皆さん、ご機嫌いかがですか？私は至って元気と言いたいのですが、この11月から特に仲良くさせていただいていた5人の患者さんが旅立たれました。

もう心が折れるを通り越して、感情のコントロールができません。本当に悔しくて悲しくてなりません。これ以上、患者さんの旅立ちを見たくはありません。

そのためにも今のアスベスト被害者の救済制度を見直さなければなりません。

私たちは今、「石綿健康被害救済法」の改正に向けて、勉強会や各地の国会議員への陳情を積極的に行っています。

私も中皮腫患者ですからいつ倒れるか、急変するか分からないという不安もありますが、私は表題にもあるとおり「死ぬまで元気です」。できることをできるうちにやるつもりです。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会では「石綿健康被害救済法改正への3つの緊急要求」を提言致しました。提言の中身は次の通りです(24ページ記事参照)。

①「格差」のない療養手当の見直しと「すきま」をなくす認定基準の見直し

現在、労災認定者と石綿健康被害救済制度(以下、救済制度)認定者の社会保障は

平均的に見ても明らかに「格差」が生じています。

特に働き世代や子育て世代の40、50代の患者は石綿ばく露してからの潜伏期間が短いためどうしても幼少期のばく露と位置付けられ救済制度の認定となってしまう。一方、最近では建設アスベスト訴訟で多くの被害者が救われています。「建設アスベスト給付金制度」もできて、今後も多くの建設被害者が救われます。しかし、建設被害者や泉南型被害者以外は国すら責任を認めていない状況で、益々補償の「格差」は広がる一方です。

私たちの目標は全てのアスベスト被害者が平等に公平な社会保障を受けることです。そうするためには、まずは施行以来全く見直されない救済給付金の引き上げを要求し、全てのアスベスト被害者が救済されるように認定基準の緩和を求めます。

②治療研究促進のための「石綿健康被害救済基金」の活用

現在、胸膜中皮腫の標準治療はシスプラチン+アリムタ、オブジーボ、オブジーボ+ヤーボイがそれぞれ条件付きで承認されていますが、他のがんに比べても少ない方です。ましてや腹膜や心膜、精巣鞘膜

中皮腫については未だ標準治療はありません。

中皮腫は難治性希少がんと言われるだけに、完治が難しく患者の少ない病気です。製薬会社はどうしても患者の多い病気から臨床研究を行ないます。ただ、中には率先して中皮腫の治療研究をされている医師や病院もあります。このような医師主導型治験は資金の調達の問題として大きくあり、なかなか実現も難しい現状です。

現在、石綿健康被害救済基金は約800億のストックがあるとされています。もしその一部が治療研究に使用することができたら、新しい治療法や新薬が少しでも早く開発されるのではないかと思います。もし、中皮腫の特効薬ができれば、それが少しでも早く処方できたら、中皮腫患者の余命は延びますし、完治する患者も出てくるのではと期待します。

これから罹患する患者のために、未来の子や孫のために、治療研究促進のために基金の一部活用できるための法改正を求めます。

③待ったなしの時効救済制度の延長

現在、約3割の中皮腫患者、半数以上の石綿肺がん患者の社会保障の認定がされていません。なのに、2022年3月28日には、5年以上前に患者が亡くなられ、労災請求権が時効となったご遺族を対象とした特別遺族給付金制度が終了し、石綿救済制度でも特別遺族弔慰金・特別葬祭料にかかる法施行前に中皮腫及び肺がんで亡くなられた患者のご遺族の請求権も同日以降、一切なくなってしまうんです。もうすでに、それは目の前に来ています。

このままでいいのでしょうか。未だに年間10件からの請求があると聞きます。まずは全てのアスベスト関連疾患患者が救済される権利があることを隙間なく周知してから考えるべきではないでしょうか。

直ちに延長または撤廃を求めます。

これら3つの緊急要求を実現するために、セミナーや陳情などできることをやっています。法改正ができるまではこのまま元気に活動できたらと思います。皆さん、どうかご支援のほどよろしくお願い致します。



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊



石綿（アスベスト）健康被害救済法改正への3つの緊急要求

格差とすき間をなくせ／治療研究に基金活用を／時効救済の延長継続を

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

中皮腫をはじめとするアスベスト疾患の患者・家族の団体である「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が、法施行から15年を迎えた「石綿健康被害救済法」改正を求める緊急要求をかねて運動を展開している。

全国会議員の法改正への賛同署名を集める取り組み、国会議員地元での陳情など、今後の法改正議論の開始を念頭に努力している。

本誌連載「死ぬまで元気です」の執筆者である右田孝雄氏（患者と家族の会関西支部・全国事務局、NPO 中皮腫サポートキャラバン隊理事長）も精力的に動き回っている。

当安全センターは患者と家族の会全国・関西支部事務局として、救済法改正実現のためともに運動を進めているところだ。

患者と家族の会が作成した「三つの緊急

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

石綿（アスベスト）健康被害救済法改正への3つの緊急要求

「命の救済」の実現と「すき間」と「格差」のない救済の実現に向けて

- 1 「格差」のない療養手当と「すき間」をなくす
認定基準の見直し
- 2 治療研究促進のための「石綿健康被害救済基金」の活用
- 3 待ったなしの時効救済制度の延長

私たちが「要求」をまとめた理由

2016年12月に中央環境審議会環境保険部会石綿健康被害救済小委員会が取りまとめた、「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」では、同制度の5年以内の見直しが必要であるとされています。2021年12月には、この報告書が取りまとめられてから5年が経過します。治療環境の変化や新たな司法判断が出されるなど、制度をとりまく状況は大きく変化しています。

私たちは、「命の救済」の実現と「すき間」と「格差」のない石綿健康被害救済法（以下、救済法）の抜本的な見直し求めます。

要求」パンフレットを以下に紹介する。

多くの皆様のご理解とご協力を心から訴える。（以下、パンフレットから）

私たちが「要求」をまとめた理由

2016年12月に中央環境審議会環境保険部会石綿健康被害救済小委員会が取りまとめた、「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」では、同制度の5年以内の見直しが必要であるとされています。

2021年12月には、この報告書が取りまとめられてから5年が経過します。治療環境の変化や新たな司法判断が出されるなど、制度をとりまく状況は大きく変化しています。

私たちは、「命の救済」の実現と「すき間」と「格差」のない石綿健康被害救済法(以下、救済法)の抜本的な見直し求めます。

1 「格差」のない療養手当と「すき間」をなくす認定基準の見直し

制度設計時から、石綿健康被害をとりまく社会状況は大きく変化しています。

例えば、2021年5月17日に最高裁判所が建設労働者らに対する国の責任を認定しています。国が責任のあり方について改めて検討し、石綿健康被害救済制度を「救済」から「補償」に変える抜本的な見直しに着手する必要があります。

それが直ちに困難であるとしても、少なくとも石綿健康被害救済法1条を改正し、「健康で文化的な生活の確保」を明記した上で、具体的には生存権を確保するために生活保護費(単身者)を参考にして療養手当の倍増を図るか、後述①②③のような新たな給付を設けることが考えられます。その上で、消費税や物価変動に対応するため、給付額の見直しのための検討の場を毎年設けることも必要です。

石綿肺がんは中皮腫の少なくとも2倍以上の被害者がいるとされていますが、申請・認定者数が10年以上伸び悩んでいま

救済給付と労災の主要給付における格差		
	救済給付	労災
遺族に支給される給付	救済給付調整金 0円～280万円 <small>※医療費と療養手当の合計が280万円以下の場合に差額支給</small> 葬祭料 約20万円	就学支援費 1.2万円～3万円/月 遺族補償年金 約120万円/年 <small>※給付基礎日額8千円の場合</small> 特別遺族支給金 300万円 葬祭料 約60万円 <small>※給付基礎日額8千円の場合</small>
	療養手当 約120万円/年 医療費の自己負担分	介護補償給付 36,500円～171,650円/月 <small>※障害補償年金移行者の場合</small> 通院費の実費 休業補償 約230万円/年 <small>※給付基礎日額8千円の場合</small> 医療費
患者に支給される給付		

す。

最大の原因は、石綿肺やびまん性胸膜肥厚にある「ばく露歴」が判定に用いられていないことにあります。

石綿肺についても、労災では認定される続発性気管支炎などの「合併症」が認定のための判定基準から外されています。

建設業界における一人親方などを救済するため、労災と同様の石綿ばく露基準を採用する必要があります。

被災者の個別状況に応じた、新たな給付の新設を！

- ①発症前の所得状況などを加味し、「特別療養手当」や「療養者家族手当」などを設定して支給。
- ②交通費、差額ベット代、介護保険制度の利用に係る実費について「療養支援手当」を設定して支給。
- ③救済給付調整金とは別に、遺族に対して

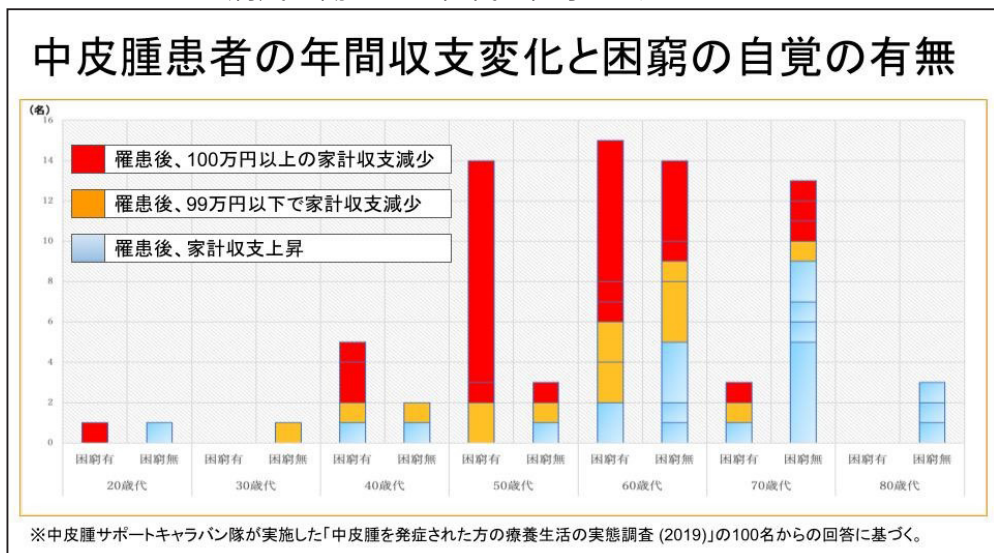
年金ないしは一時金、および就学児のいる家庭には就学援護費を支給。

2 治療研究促進のための「石綿健康被害救済基金」の活用

アスベスト健康被害の中でも、とりわけ中皮腫はいまだに根治が難しく、予後も2年程度の厳しい悪性腫瘍です。2018年にニボルマブ(オプジーボ)が二次治療薬として承認されてから、わずかに治療選択の幅が広がりました。治療環境の改善をさらに図っていくことは急務です。

しかしながら、研究資金が十分に確保されておらず、中皮腫の治療法開発にとっては不十分な状況が続いています。たとえば、岡山労災病院ほかで実施された「オプジーボ+アリムタ+シスプラチン」の三剤併用療法において高い奏効率を示した第二相試験に続く「第三相試験」をはじめとする

病気は働き盛り世代を直撃している！



新規治療が、研究費不足などの関係で実施できない状況にあります。

このような有望な治療研究に全面的な資金投入をして、「命の救済」へ具体的支援を行い、患者と家族が中皮腫を克服できるための治療研究の開発に向けて、大きく前進していかなければなりません。

救済法では、認定者への給付の支払いのために「石綿健康被害救済基金」を設置していますが、令和2年度までの約5年間の残高が約800億円のまま推移しており、消化する見込みも全くありません。そこで、石綿健康被害救済法第1条の(目的)に「治療研究の推進」を加え、基金から治療研究分野への積極的支出を行うべきです。

この法律は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目

的とする。

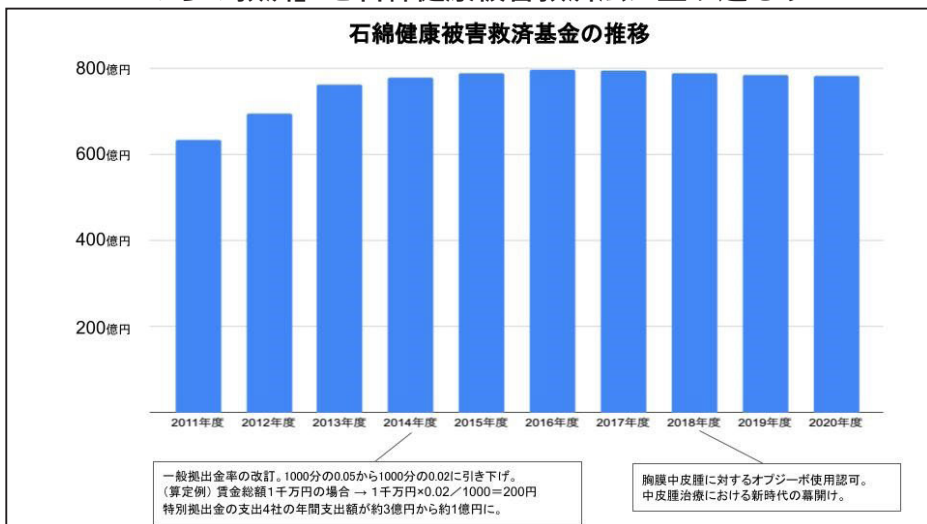
石綿健康被害救済法【第一条 目的】

3 待ったなしの時効救済制度の延長

労災時効となった遺族を対象とした特別遺族給付金について、一部被災者(2016年3月27日以降の死亡者遺族)の請求権が無くなっており、2022年3月28日以降は被災者の死亡から5年を経過したすべての遺族の請求権が無くなってしまいま



「いのちの救済」を石綿健康被害救済法に盛り込もう！



す。法改正をして、請求権を無期限で延長する必要があります。

なお、船員保険受給者の遺族補償に関して、年金受給している遺族がいない場合はその他の遺族へ何の給付もされておらず、同給付金の対象として一時金を支給する必要があります。

石綿救済制度の特別遺族弔慰金・特別葬祭料にかかる法施行前の中皮腫および肺がん死亡者の遺族の請求権が2022年3月28日以降に無くなってしまいます。法改正をして、請求権を無期限で延長する必要があります。

一刻も早い法改正を！

請求権が奪われる被害者遺族

特別遺族給付金
被災者の死亡から5年が経過して、労災遺族請求の権利が消滅してしまった遺族を救済する目的の制度。

支給対象: 労災遺族請求の権利が消滅してしまった**すべての遺族**

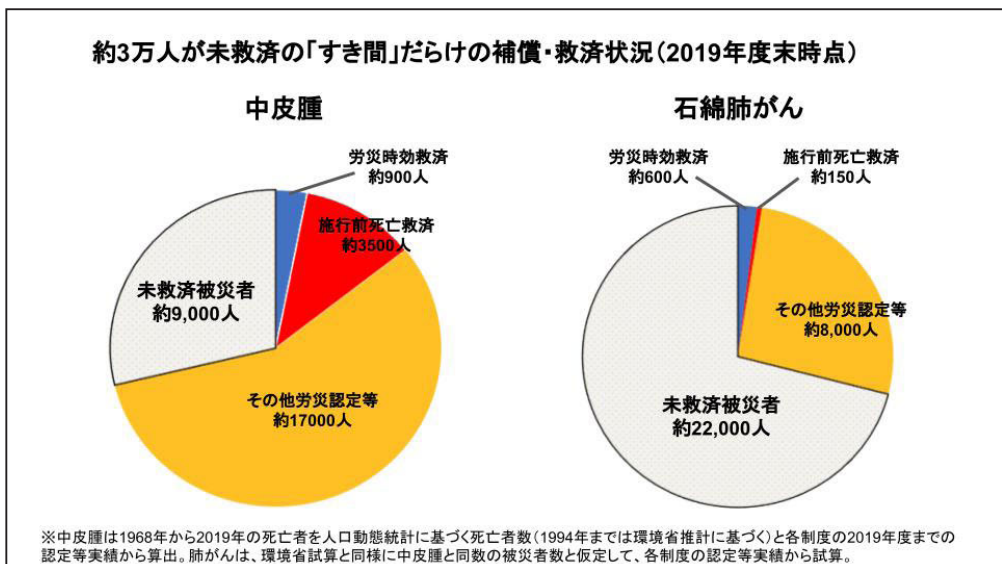
請求期限: **2022年3月27日まで**

特別遺族弔慰金・特別葬祭料
被災者の死亡から5年が経過して、労災遺族請求の権利が消滅してしまった遺族を救済する目的の制度。主に特別遺族給付金の対象とならない遺族が対象。

支給対象: **2006年3月26日以前に被災者が死亡した遺族**

請求期限: **2022年3月27日まで**

累計認定者
3646人



韓国からの ニュース

■新型コロナ感染後に死亡したタクシー労働者に「産災」承認

ソウル業務上疾病判定委員会は24日の審議会議で、タクシー労働者アン・某さん(死亡当時66才)の死を産業災害と判定した。

ソウルのタクシー会社に所属するアンさんは、午後4時から翌日の明け方4時まで、一日12時間ずつ週6日勤務をした。昨年8月29日から悪寒・疲れからくる風邪の症状が現れて、直ぐに三回にわたって病院で治療を受けたが、状態が好転しなかった。診療後は自宅で休んだが、再び仕事に出た。その後、身体の状態が急激に悪化し、9月4日に保健所でコロナウイルスの検査を受けた翌日に陽性と判定された。判定当日から病院に入院して治療を受けたが、10月4日に肺炎で亡くなった。コロナと判定されて僅か一か月後だ。

防疫当局の疫学調査では、感染経路不明という結論が出た。遺族はCOVID-19による死亡は産災に該当するとして、今年7月、公団に遺族手当を請求した。

疾病判定委は「故人のCOVID-19への感染経路は明確ではないが、発病前に私的に会った人たちに発病が確認されず、家庭内感染が確認されないこと、タクシー運転手の職業的な特性上、密閉された空間で不特定多数と密接な接触があり、業務遂行中の感染であることを排除できない。」「故人の傷病は業務上の要因によって発病したもので、業務との相当因果関係が認められる」という結論を出した。
2021年10月1日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■職場内いじめ禁止法施行後にいじめが減った

職場の甲質119がアンケート調査の結果を発表した。調査対象は19才以上の会社員1千人で、調査は先月7日から一週間行われた。調査の結果、28.9%がこの1年間に職場内いじめの経験があると答えた。職場内いじめ禁止法が施行されて以来、着実に減少している。2019年10月には44.5%が「ある」と答えた。昨年9月の調査では36%に減少していた。

回答者の2人に1人(47%)は、職場内いじめ禁止法の施行後に、職場いじめに関連した教育を受けたと答えた。昨年同期より12.5%増えた。職場の甲質119は「教育といじめの相関関係を示す数値で、予防教育が職場いじめの減少に寄与しているという意味」と主張した。

予防教育の経験率は企業の規模と雇用形態によって差が大きかった。大企業と公共機関の労働者で教育の経験があると答えた比率は、それぞれ72.9%(121人)、66%(106人)だったが、5人未満事業場は15.6%(27人)に過ぎなかった。正規職と非正規職ではそれぞれ60%(360人)と27.5%(110人)が、職場いじめ関連の教育を受けたと答えた。2021年10月5日 毎日労働ニュース カン・イェスル記者

■産災被災労働者の32%、6か月以内に仕事を見付けられない

産災被災労働者の10人中3人は、療養を終えて6か月が過ぎても職場を見つけることができていないことが明らかになった。

国会・環境労働委員会の「国民の力」キム・ウン議員が、勤労福祉公団から受け取った「最近3年間の産災療養終結者の職業復

帰動向」によれば、療養治療終結の処分を受けた労働者は、最近3年間で26万5838人だ。6か月以内に原職場に復帰した労働者は、11万5537人(43.5%)、他の職場に再就職したり自営業者になったのは、それぞれ5万6956人(21.4%)と9578人(3.6%)だった。職業復帰の判断時点から6か月以内にどんな職業も持つことができなかった労働者が8万3767人(31.5%)という意味だ。

就職に成功した労働者では、賃金水準が改善されなかった。「2020 産災療養終結者の就職実態報告書」によれば、賃金労働者の平均賃金と産災療養治療終結後に再就職した労働者の賃金格差は、2015年の14万9千ウォンから昨年の27万2千ウォンに広がった。2021年10月5日 毎日労働ニュース イム・セウン記者

■ポスコの前職・現職労働者3人が産災申請

ポスコで働いて31年目というAさん(54)は、5月に肺がんと診断された。定年まで後6年の彼は、一か月に一回の抗がん治療を受けながら仕事を続けている。

金属労組とポスコ社内下請け支部、正義党のカン・ウンミ議員が7日、国会本庁の前で記者会見を行い「ポスコは光陽製鉄所と浦項製鉄所の職業病の実態を調査すべきだ」と主張した。ポスコ製鉄所で働く労働者の内、職



業性がんで産災を申請したのは、4月までに9件に過ぎなかったが、最近になって産災申請と認定が増えている。安全保健公団は、ポスコと協力業者など、鉄鋼製造業を対象にした集団疫学調査を始めた。

こうした中、3人のポスコの前・現職の労働者が追加で産災を申請することにした。B(68)さんは、2015年に白血病と診断され、抗がん治療と薬品治療を並行している。Bさんは1978年にポスコに入社して2009年退職した。彼は「当時はマスクも使わずに整備業務を行った。」「2000年に入ってから危険物質の管理もし、健康診断もしたが、形式的だった」と回顧した。

労組は「ポスコに青春を捧げて働き、黙々と職業がんの治療を受けてきた労働者三人が産災を申請した意味は格別だ。」「ポスコは責任ある対策を準備すべきだ」と強調した。労組のチョン・ジュキョ副委員長は「ポスコだけでなく、製鉄に関連した事業場の労働者は類似の病気に罹る可能性が高い。」「(製鉄関連の)全事業場に対してキチンとした疫学調査が行われるように希望する」と話した。2021年10月8日 毎日労働ニュース カン・イエスル記者

■産災療養中に別の病気で亡くなっても「業務上災害」

採炭労働者が業務上の疾病とは別の疾患で死亡したとしても、既存の業務上疾病が死亡に影響を与えたとすれば、産災に該当するという判決が出た。

ソウル行政法院は採炭労働者のAさんの妻が、勤労福祉公団が遺族給付と葬祭料を不支給とした処分の取り消しを求めた訴訟で、原告勝訴判決を行った。

Aさんは1962年から鉱業所で約13年間、

掘進・採炭の作業をした。その後、2016年に公団から特発性肺繊維症を業務上疾病と認められ、療養に入った。

昨年2月に肺繊維症とじん肺症による肺炎を発症して入院し、検査の結果、悪性リンパ腫(リンパ腺がん)が発見された。しかし既存の肺繊維症などの肺疾患が重く、抗がん治療が難しかった。結局、保存的な治療だけを受けたが、同年4月に死亡した。慢性閉塞性肺疾患が直接的な死因だった。

Aさんの妻は、既存の疾病が悪化して死亡に至ったとして、遺族給付と葬祭料の支給を請求したが、公団は既存の疾病と死亡の間の関連性が低いという理由で、拒否した。

しかし裁判所は「既存の傷病と死亡の間で、因果関係が断絶しているとは見難い」として、Aさんの妻からの請求を認容した。裁判所は「Aさんは悪性リンパ腫による肺炎が主な原因で死亡したが、従来承認疾病が肺炎の発症または悪化に影響を与えたものと推測・判断される」とした。

更に「鑑定医は、Aさんの場合、悪性リンパ腫による閉塞性肺炎が明らかで、じん肺と肺繊維症によって肺炎が発生した可能性を排除できないという意見を出した」と、説明した。2021年10月8日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■高三実習生の死…教育部長官は謝罪し、全数調査を

市民社会団体が麗水(ヨス)特性化高校の現場実習生の死亡事件についての真相究明と責任者の処罰を求めた。

特性化高校生権利連合会、全国特性化高校労働組合は8日、政府ソウル庁舎の前で「17才の麗水現場実習生の死に私たちは怒り、闘います」記者会見を行った。

これらは「全南地域で現場実習中だった学生が、実習10日目の6日、潜水作業中に死亡した。」「続く現場実習生の死に怒る。現場実習生を死に追いやるシステムがまったく解決されていないということを明らかにした故人の死は、真相究明とそれに伴う対策と同時に、このような構造を変える契機にならなければならない」とした。

6日の午前10時41分、全南・麗水市のヨットの船着き場で潜水作業をしていたA君が、水中に沈んで亡くなった。「現場実習計画書」には、A君はヨットに搭乗した観光客の案内などの業務を実習するとされていたが、実際にはA君は、7t級のヨットの底に着いた海藻類と貝類などを除去する作業をしていて亡くなったことが明らかになった。

これらは「10代後半の年で、故人には潜水資格もない状況で、水泳が特別上手くできる方でもないなどの事情を考慮した時、故人の潜水作業は、実習生の身体的な負担能力をまったく考慮していない業務であったとみられる」とし、「実習企業がその義務を果たさなかった」と批判した。

これらは社会副総理兼教育部のユ・ウンへ長官の謝罪と、全国のすべての現場実習生に対する安全点検の実施を要求した。また、2022年改正の国家教育過程の総論に労働教育を明示し、学校の時から労働安全教育を制度化することを要求した。更に、5人未満の事業場にも重大災害処罰法を適用し、関連法を再改正することも要求した。

事故の後、全羅南道教育庁は関係機関と事故対策委員会を設けて、再発防止対策作りを始めた。麗水海上警察は死亡事故の正確な原因などを捜査している。2021年10月8日 京郷新聞 コ・フィジン記者

■「重大災害処罰法・予告篇」キム・ヨンギョンさんの8回公判

キム・ヨンギョン財団のキム・ミスク理事長が元請けの責任を厳しくする判決を出して欲しいと裁判所に求めた。大田地方法院瑞山支院は2日午後、故キム・ヨンギョンさん関連の8次公判を開いた。

キム理事長はこの日午前、政府のソウル庁舎前で記者会見を行い「政府の特別調査委員会が危険の外注化による元請け・下請け間の安全責任の空白を事故の原因だと明らかにしたのに、使用者は息子のキム・ヨンギョンが勝手に中に入って事故が起きたと言っている。」「社会的な殺人を止めるために、ヨンギョンの裁判に集中して、重要な判例を作らなければならない」と話した。この日、瑞山支院は被疑者の元請け・韓国西部発電(株)と下請け・韓国発電技術(株)を呼んだ。先月の21日には、裁判所が異例の現場検証を実施した。

キム・ヨンギョンさんと遺族を代理するパク・ダヘ弁護士は、「今回の裁判は、重大災害処罰法の施行時に、加害者がどんな姿勢を執るのかを推測させる予告篇」とし、「事故発生の最も主要な原因を提供したこれらが、当然な法的責任を負うように、また判決による刑罰の警告機能が正しく作動するように、関心を持って見守って欲しい」と話した。

キム・ミスク理事長など遺族をはじめとする「故キム・ヨンギョンさん死亡事故市民対



策委員会」は、2019年1月に元請けの西部発電と下請けの韓国発電技術の責任者と関連者を告訴・告発した。昨年8月3日、大田地検瑞山支庁は、元請け・下請け法人と代表理事を含む16人を業務上過失致死と産業安全保健法違反で起訴した。同年10月22日、瑞山支院で事故発生から2年余り経って裁判を始めた。裁判の過程で元請け・下請けの使用人は、公訴事実を一切否認している。2021年11月3日 毎日労働ニュース イ・ジェ記者

■コロナ事態で強制休職中に自死した乗務員に「初の産災認定」

COVID-19 事態による強制休職中に、うつ病で極端な選択をした乗務員に対して、業務上災害と見られるという判定が出た。

勤労福祉公社の業務上疾病判定委員会は、9月30日に前の大韓航空の乗務員Aさんに、「審議を経て産災と認定する」と通知した。

大韓航空の客室乗務員だったAさんは、昨年、COVID-19で航空便が急減して、会社の方針によって循環勤務を始めた。3月から6月まで休んで7月に復帰し、13日間勤務した後、再び無期限休職状態に入った。休職中は通常賃金だけを受け取った。手当てと賞与金の比率が高く、基本給が低い乗務員の賃金構造のため、休職中に受け取った賃金は、いつもの60%に過ぎなかった。Aさんの経済的な負担は大きかったが、会社の就業規則でアルバイトを含む兼職が禁止され、副業も難しかった。現在は改正されたが、当時、政府が使用者を支援した雇用維持支援金制度もやはり、兼職時には支援金が中止された。Aさんは無期限の待機状態でうつ病を病み、昨年の秋頃に自死し、遺族は3月に勤労福祉公社に産災を申請した。

Aさんのうつ病は勤務状態でない休職中に起き、強制休職もCOVID-19という全世界的な感染症が主な原因なので、自死が業務上の理由によるものかどうか争点だった。

勤労福祉公団の疾病判定委は産災を認め、COVID-19によって航空需要が急減して業務量が減り、望まない休職が繰り返されて職業による不安定性が高まったと見た。また、休職中の兼職禁止で経済的困難が加重され、復帰の予測が難しい状況が、うつ病に及ぼす影響が認められるとも明らかにした。疾病判定委は「正常な認識能力が顕著に低下し、合理的な判断を期待できないレベルで自害行為を行ったと見るのが妥当だ」とも付け加えた。2021年11月9日 京郷新聞 ユン・チウォン記者

■死体收拾トラウマに遭う「智異山レンジャー」

放映中の人気ドラマ「智異山（チリサン）」は、智異山で発生した死亡事故を中心に、山を守るレンジャーの話として展開している。実際、山で亡くなった人と一番最初に向き合うのは、警察や消防署員ではなく主に山岳救助隊員だ。

2018年から2020年までに、山岳と海洋国立公園で死亡者を收拾するために投入された救助隊員は全部で181人だ。29ヶ所の国立公園には救助隊48チームがあり、隊員は440人だ。正義党のカン・ウンミ議員室によれば、今年、ストレスレベル検査をした結果、181人の内、高危険群が95人にもなった。死体を見た衝撃や腐敗した死体の臭いで、外傷後ストレス障害（PTSD）といった症状を病む人が半分の水準だということだ。

救助の過程は、先ず遭難信号を受けたり探訪客が申告して、救助隊員が投入されること

から始まる。広い山の中で探索も容易ではない。そのため一足遅れで発見することも多い。少し遅れただけで腐敗が早く進む。そのため、救助隊員が損傷の激しい死体を発見することも多い。

死体を発見することで仕事が終わるのではない。これらは警察ではないので、警察が来るまでジッと待っていなければならない。最も苦しい時間だ。警察が来て、身元確認と死体の收拾が終わると運搬する。これがまた山なので、救助隊員の助けが必須だ。担架に死体を移して、5～6時間を越える登山をしなければならない。肉体的な苦痛も言葉で表せないほどで、死体を運ぶことから来るストレスは深刻だ。

このように発生する死亡事故が毎年10件を越える。国立公園公団もこのような問題を認識していてストレス検査をしているが、外傷後ストレス障害のような深刻な症状に対する専門的な相談はなかった。来年には、このような救助隊員の症状を治癒するための相談プログラムが始まる。2021年11月17日 毎日労働ニュース イ・ジェ記者

■9・10月、重大災害で117人死亡

9～10月の二か月間に重大災害で117人が死亡したことが分かった。災害が発生した事業場115か所の内、82か所（71.3%）は、50人未満、工事金額50億ウォン未満の事業場だ。多くは来年1月に「重大災害処罰などに関する法律」（重大災害処罰法）が施行されても、処罰を受けない。

国会・環境労働委員会のカン・ウンミ正義党議員が、18日に雇用労働部から受け取った9～10月の重大災害現況資料の分析結果を発表した。重大災害115件の内、5人未満の事業場で28件（24.3%）が発生した。5

人以上 50 人未満の事業場では 54 件 (46.9%) が発生した。

来年 1 月 27 日に施行される重大災害処罰法は、50 人未満事業場、工事金額 50 億ウォン未満の建設工事には適用が 3 年間猶予される。5 人未満の事業場には法は適用されない。重大災害発生事業場 10 か所の内、7 か所以上は重大災害処罰法が施行されても処罰できないわけだ。

9 ～ 10 月の重大災害による死亡者は 117 人、負傷者は 6 人だった。死亡者の内 40 人 (34.2%) は下請け業者の労働者で、移住労働者は 10 人と死亡者全体の 8.5% を占めた。

業種別では、建設業が 57 か所 (50%) で半分を占めた。この内 34 件が工事金額 50 億ウォン未満の事業場 (59.6%) だった。ほとんどが重大災害処罰法の適用猶予の事業場だ。製造業は 31 ケ所 (26.5%)、その他の業種は 27 ケ所 (23.1%) だった。2021 年 11 月 19 日 毎日労働ニュース イム・セウン記者

■政府、石綿解体作業の「下請け禁止」を推進

雇用労働部と環境部は石綿の解体・除去作業が安全に行われるように、制度改善方案を準備したと発表した。

今回の方案は、6 月に崩壊事故で 17 人の死傷者を出した光州の撤去建物で、石綿の解体作業が不法に多段階下請けをされた建設会社によって施工されたことが明らかになったことに伴う措置。工事単価を下げるための不法多段階下請けを経て、安全と産業災害予防措置が不十分になったという指摘があった。

制度改善方案によれば、石綿解体作業時に「下請けの最小化と禁止制度」が導入される。地方労働官署は、石綿解体作業計画書を受理する時に、下請けによって工事金額が過度に縮小された場合は計画書の返還と補完などを

要求することができる。地方自治体は、石綿安全管理法令によって石綿解体作業の情報を公開する時に、請負過程での工事金額を含めて公開することで、請負契約の透明性を高める予定だ。中・長期的には、産業安全保健法の改正によって石綿解体作業の下請けを完全に禁止する方案を推進する。

労働部はまた、石綿に関する知識を備えた専門担当者がいなければ石綿解体業者として登録できないように産安法令を改正する。中間ブローカーの役割だけして実際には作業しない業者は登録を取り消す。安全保健公団は業者の安全性を評価し、優秀な業者が石綿の解体作業ができるように、発注処である建設業界を指導する。評価の結果、最下位等級の D 等級の業者は、環境部・地方自治体の石綿スレート処理事業に参加できないように規定を改正する。2021 年 11 月 25 日 京郷新聞 コ・フィジン記者

■日雇い職も 6 か月以上夜間労働すれば「特殊健康検診」を

クパンの漆谷物流センターで 1 年 4 か月間明け方勤務をした A さん (27) が、昨年 10 月に亡くなった。死因は心筋梗塞。勤労福祉公団の業務上疾病判定委員会によれば、A さんは死亡前の 1 週間に 62 時間を超えて働いていた。深夜労働をして体重は 15kg も減った。過重な業務によって筋肉が破壊される「筋肉機能障害」が疑われる状況だった。環境労働委員会の国政監査で、最近 1 年間にクパんで起きた過労死 9 件の内の 7 件が、夜間労働と関連しているという。

雇用労働部が夜間労働の事業場 51 か所を勤労監督する理由でもある。労働部は 24 日、夜間勤労事業場の勤労監督・実態調査の結果 (36 ページにつづく)

前線から

全国労働安全衛生センター 連絡会議第32回総会 10/23 オンラインで開催

全国

全国安全センターの総会がオンラインで開かれた。

32回目となった今回は、「フリーランスの実態と政策課題」と題して呉学殊氏（労働政策研究・研修機構（JILPT）統括研究員）による記念講演、ウーバーイーツユニオン執行委員長の土屋俊明氏による特別報告が行われた。

長年の実地調査・分析をふまえて呉氏は、フリーランスの定義、労働者性の判断基準を紹介し、フードデリバリーサービス配達員等34名のフリーランスに対するヒアリングを行った結果を報告された。

対象者の職種は、フードデリバリーサービス配達員、塾の講師、スポーツインストラクター、芸能従事者、ホテル支配人、コンサルタント、フリーライター、俳優、校正、イラストレー

ター、漫画家アシスタント等多岐にわたり、今回は特に、フードデリバリーサービス配達員、校正、ホテル支配人・副支配人、俳優・歌手の4事例を取り上げて就労実態等を報告・分析された。

その上で、労働者以上に弱い立場にあるフリーランスの立場をどのように保護していくのかについての政策課題を述べられた。

土谷氏からは実際のウーバー配達員のおかれた現状について、同業他社との比較もしながらこの間のウーバーの実態報告をされた。

フリーランスの現実について「理論と実際」が提起された意義深い講演であった。

つづいて、総会議事がおこなわれ、活動・会計報告と新年度の活動方針、役員体制、予算が承認され、つ

つがなく総会を終えた。

今総会の記念講演、特別報告は、全国安全センター機関誌「安全センター情報」の年明け号に掲載予定である。

■全国労働安全衛生センター（略称：全国安全センター）とは・・・

「全国センターは、労働災害、職業病の被害者とその家族、労働者・市民が主体となって、より安全で健康的な職場・社会を実現するため1990年5月12日に設立されました。様々な労災職業病の被害者とその家族の相談に応じ、治療・労災認定・損害賠償・職場復帰等を支援しています。

長い活動の歴史をもつ、関西労働者安全センター（1973年設立）、高知県労働安全衛生センター（1975年設立）、神奈川労災職業病センター（1978年設立）、大分県勤労者安全衛生センター（1981年）が呼びかけた地域安全センター全国交流会を母体とし、全国安全センター設立後にできた、東京労働安全衛生センター（1998年設立、母体となった研究会は1979年

設立)、ひょうご労働安全衛生センター(2000年設立)、名古屋労災職業病研究会(2001年設立)等々、全国各地の地域安全(労災職業病)センターによる全国ネットワークです。」

全国安全センターホー

(34ページのつづき)

を発表した。クパン物流センターのような輸送・倉庫業と、顧客の買い物籠を明け方に玄関まで持って行く流通業、そして昼夜交代などの深夜労働を続けている製造業が対象だ。三業種の元請け30か所と下請け21か所を調べた。

勤労監督の結果、51か所の内の27か所で83件の法違反事項が摘発されたが、代表的なものは特殊健康診断の不実施だ。6か月間に明け方(午前0～5時)の時間を含む一日8時間の作業を月平均4回以上行ったり、6か月間に午後10時～午前6時の間の作業が月平均60時間以上行われる場合、特殊健康診断を受けなければならない。労働部は今回の監督で、特に流通業と輸送・倉庫業で、日雇い労働者に特殊健康診断を実施していない事例を問題にした。日雇いとして毎日勤労契約を締結するが、事実上6か月以上常用職のように働く労働者には、規定によって特殊健康診断を実施すべきだというのが労働部の立場だ。

この間に短期の日雇いを大量に雇用して、物流センター、明け方配送、宅配業などを営んできたクパン・マケッコリのようなオンライン流通業者が、今後夜間労働に対する安全保健措置義務をキチンと履行するかに関心が向かう。労働部は「脳心血管疾患予防のための健康増進プログラムを実施することを指導

ムページより(<https://joshrc.net/>)

1990年5月12日 結成総会(東京・渋谷)

田尻宗昭氏初代議長就

任。第2代・原田正純氏、

第3代・井上浩氏、第4代・

天明佳臣氏、現在・平野敏

夫氏。

事務局長・古谷杉郎氏

〒136-0071 東京都江

東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL: 0120-631-202

FAX: 03-3636-3881

した」と明らかにした。また、安全保健教育を実施しなかった15か所を摘発して、過剰金4900万ウォンを賦課し、睡眠障害など、夜間労働が健康に及ぼす影響を予防するための教育を実施するようにした。

今回の監督は産業安全保健と勤労基準のすべてを調べた。特に勤労時間の特例業種である輸送・倉庫業の場合、11時間連続して休み時間を付与しなかった6ヶ所の事業場が摘発された。6ヶ所は、一部労働者に週12時間を超過する延長労働をさせて是正指示を受けた。

労働部は監督対象51ヶ所の事業場の労働者8058人を対象に実態調査をした。夜間労働の形態は交代勤務が65%、夜間労働専門担当が35%だったが、流通業の場合、70.2%が夜間労働だけをする労働者だと集計された。輸送・倉庫業も45.1%が夜間労働を専門に担当する形態で働いていた。夜間労働をする理由は55.8%が「手当てなどの経済的理由」を挙げた。

労働部は脳心血管疾患の危険が高い労働者に、精密検査を含む健康診断費用を支援する「深層健康診断支援事業」を行う。検診費用の80%(19万4千ウォン)を政府が支援する。2021年11月25日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者(翻訳:中村猛)

10月の新聞記事から

10/5 奈良市新型コロナウイルスワクチン接種推進課の職員の時間外労働が、5月に1カ月あたり最長317時間に達していたことがわかった。同月に月80時間を超えた職員は15人中10人だった。同市での接種は4月に始まり、5月には集団接種が本格化。職員を増やすなどしたが、7月は37人中29人が80時間を超えていた。8月はワクチンの供給量が減ったこともあり、36人中14人に減った。

10/11 福島県郡山市で、走行中に転覆したトラクターの下敷きになり77歳男性が亡くなる労災事故が発生した。田村市でも10日、稲刈り作業中に斜面から転落した農耕車の下敷きになり、48歳男性が死亡した。今月3日から11日までに3件、農作業中の事故が起きており、県は「農作業死亡事故多発警報」を発令。農作業は複数で行うことや、安全な機械操作を心がけることを呼び掛けている。10月31日まで。

長時間労働が原因で2018年に大分県職員の男性が自殺をした問題で、男性の両親が、県に対して9340万円の損害賠償を求める訴えを大分地裁に起こした。2018年、県の福祉保健企画課に勤務していた富松大貴さん26歳が職場で自殺。地方公務員災害補償基金県支部は「長時間労働に伴ううつ病が原因」として公務災害に認定した。原告側は、死亡する前の1か月間の時間外労働は129時間を超え、「県は富松さんが過重労働状態にあることを認識しながら、軽減する措置を採らなかった」などと主張している。

中部電力の新入社員が自殺したのはパワハラなどが原因だったとして、母親が労災認定を求めている訴訟で、名古屋地裁は請求を棄却した。中部電力の新入社員で三重支店に勤務していた鈴木陽介さん(26)は2010年に自殺。母親は、業務や上司のパワハラが原因だったとして、労災認定を求めている。判決は、業務について「他の新入社員と比べて過大だったとは認められない」、上司の言動についても「業務指導の範囲を逸脱していたとは認められない」とした。

福祉、介護施設の労働災害が急激に増えているとして、9月29日、三原じゅん子・厚生労働副大臣は、14の福祉、介護関係団体とオンラインでつなぎ、協力を要請した。特に労災の7割を占める腰痛、転倒と、高齢従事者の労災について積極的な防止対策を求めた。2020年の福祉、介護施設における死傷災害は1万3267人。前年から32%増え、増加率が突出して高い。厚労省は福祉、介護を労災防止の重点業種と位置付け、初めて副大臣が直接、関係団体に協力を呼び掛けた。

10/13 スマート・ラブと呼ばれるプラットフォームによると、ブラジルで07-20年に起きた子供の労働中の事故は2万8900件、その内の1万4600件がサンパウロ州で起きた。うち3600件はサンパウロ市で起きた。2020年の事故は1312件で、リオ・グランデ・ド・スル州が253件、サンパウロ州が221件、パラナ州が198件だった。地理統計院(IBGE)によると、2019年の場合、5～17歳の人口は3830万人で、4.6%にあたる180万人が児童労働に携わっていたという。

岐阜県加茂郡の自動車部品メーカー、岐阜工

機の元社員の男性(33)が2017年9月に自殺したのは、長時間労働などが原因だったとして、関労働基準監督署が労災に認定していた。8月2日付。男性は、設備保全などの通常業務に加え、機械導入に伴う資料作成や下請け会社撤退による業務も担い、同年6月中旬からの1カ月間に時間外労働が100時間を超えた。上司から日常的に激しい言葉での指導も受けていたという。男性は休職し、復帰することなく退職した翌日に自宅で亡くなった。

10/20 藤沢市のトヨタ自動車販売店に勤めていた男性(38)が2019年5月に自殺したのは、上司のパワハラが原因だと、藤沢労働基準監督署が労災認定していた。認定は6月22日付。男性は「トヨタカローラ横浜」(現神奈川トヨタ自動車)藤沢店で営業職として働いていたが、18年6月に赴任した男性店長から営業ノルマを巡って繰り返し叱責を受けた。男性は19年5月24日に自宅で自殺した。藤沢労基署は、男性がほかの社員の前で店長から1時間以上怒鳴られたり、「ばか野郎」と言われたりしたことがあったとして、パワハラによる労災を認定。19年2月下旬ごろにはうつ病を発症していたとした。

10/22 宮崎県内では2020年までの10年間に伐採作業など林業現場の労災事故で30人が死亡し、北海道に次ぎ全国ワースト2位となっている。2011年から2020年までの10年間に県内での労災事故で亡くなった人は126人で、うち林業労災事故で亡くなった人は30人で、全体の24%を占めている。死亡事故の原因は、伐採した木の激突が9件、転落・墜落が9件、枝が上から落下が6件、熱中症が2件など。

10/25 2012～17年度に労災認定された過労自殺者497人のうち半数が、自殺の原因となるうつ病などの精神疾患発症から6日以内に死亡していたことが、厚生労働省の調査でわかった。精神科などの受診歴がない人も目立ち、長時間労働などの負荷を受け突発的に亡くなるケースが多いとみられる。調査結果は、近く閣議決定される見通しの「過労死等防止対策白書」(2021年版)に盛り込まれる。

10/26 トヨタ自動車系列の販売会社「ネットトヨタ山形」に勤務していた男性(27)が自殺したのはうつ病が原因として、遺族が同社に損害賠償を求めた訴訟で、山形地裁で成立した和解の中ではうつ病と自殺の因果関係が認められていなかったことが分かった。男性は2010年4月に入社。長時間労働を強いられた上、上司から「ごみ」「くず」などと言われうつ病と診断された。12年5月に退職、15年9月に自宅で自殺した。山形労働基準監督署は16年8月、自殺を労災と認定した。

10/29 公文書の改ざんを命じられて自殺した財務省近畿財務局に勤めていた赤木俊夫さんの妻が、財務省に文書などの開示を求めたのに、開示しなかったのは不服だとして国に対し訴訟を起こした。今年8月に、改ざんの具体的な指示系統を知るため、大阪地検特捜部に対して財務省が任意提出した文書などを開示するよう求めたところ、財務省は「犯罪の予防や秩序の維持に支障を及ぼす」などとして「全部不開示」とした。

11月の新聞記事から

11/4 新型コロナの後遺症に苦しむ兵庫県の男性が改めて労災の認定を受けていたことが分かった。兵庫県内の特別養護老人ホームで理学療法士として働く40代の男性は、2か月近く療養して職場復帰したものの、強いけん怠感や息切れ、それに味覚障害などが続いて悪化し、ことし4月から再び仕事を休み、医師から新型コロナの後遺症だと診断された。

建設現場でのアスベスト使用をめぐる訴訟で、屋外で屋根工事に携わっていた男性作業員の遺族1人を含む原告33人と国が、大阪地裁で和解した。屋外作業員の和解が成立するのは全国初。男性は肺がんを発症し、2011年に76歳で亡くなった。今回、屋根材の切断作業は屋内で行うことが多かったとして救済対象になった。

佐川急便の男性社員(39)が今年6月、都内の営業所の社屋から飛び降り自殺した。原因は上司のパワハラとみられる。男性は営業係長職で、今年3月のエリア統合で担当するドライバーが10人以上増えた。月40～50時間ほどの残業と月平均10時間ほどのサービスマン残業があった。一方、課長からは厳しい叱責が続いた。亡くなる前日には、男性を立たせたまま、ほかの従業員の面前で40分以上も怒鳴り続けたという。会社側は社長名で遺族に謝罪文を送り、遺族側との協議を進める中で、関係者の処分についても検討することだった。

11/5 演劇界などのハラスメント撲滅を目指している「演劇・映画・芸能界のセクハラ・パワハラをなくす会」が記者会見を開いて、演出家の男性から名誉毀損で訴えられたことを明らかにした。演出家の男性が、少女に対するわいせつ行為により、児童福祉法違反で実刑判決を受けたのち、2018年から2019年にかけて、再び演出家や主演などに起用されたことを受け、公開質問状を送付したり、署名活動をおこなったりしていた。慰謝料のほか、文書の削除や謝罪文の掲載を求められている。第1回口頭弁論は、東京地裁で11月17日に予定されている。

11/9 モルガン・スタンレーMUFU証券に14年間つとめていた40代男性が韓国人であることを理由に、上司からレイシャルハラスメントを受けたので、経営陣にうったえたと解雇され、2021年3月、解雇の撤回などを求めてモルガン・スタンレーMUFU証券と統括するモルガン・スタンレーグループ株式会社を東京地裁に提訴した。男性は、日本の大学院で学び、兵役後、再来日し、モルガン・スタンレーMUFU証券に入社。2012年8月、韓国の李明博大統領が竹島に上陸した時より、取締役が男性に韓国についての差別発言を行い、昇進でも不当な扱いを受けたため、会社に訴えたところ、解雇された。

11/10 三菱電機グループ内で、2020年度にパワハラ被害相談が330件あったと、労働組合「電機・情報ユニオン」が明らかにした。うち8件でパワハラが認定され、加害側の社員が懲戒処分になった。パワハラ相談窓口に寄せられたのは三菱電機で111件、関係会社で219件。三菱電機の人事部門がうち238件を調べ、21年3月末時点で214件は解決とした。

福井コンピュータホールディングスの課長

だった40代男性が勤務中に死亡したのは長時間労働が原因として、妻が国に労災認定を求めた訴訟の控訴審判決で名古屋高裁金沢支部は、「業務に起因して心臓性突然死を発症したと推認できる」として一審福井地裁判決を取り消し、福井労基署の遺族補償給付の不支給決定を取り消すよう命じた。国側は24日までに上告せず判決が確定した。

11/12 新型コロナの後遺症で職場に復帰できず、退職を余儀なくされる患者が増えている。ある男性は、1月の感染後、全身の痛みなどの後遺症に苦しみ、勤務先の会社に復帰できずにいた。通勤時に感染した可能性があるとして労災を申請していたが、認定前に会社から退職するように言われ、8月末で辞めざるを得なかった。東京・渋谷区のクリニックでは、後遺症で退職・解雇となった患者はこれまで94人に上り、増加傾向にあるという。

11/22 工作機械メーカー「ソディック」の社員、大泉共生さんが2017年に自殺したのは、長時間労働でうつ病を発症したためだと、松本労働基準監督署が労災認定した。直前の時間外労働は月123時間。5日前には、実際にはやっていない不正を上司に詰問され、自殺の引き金になった可能性がある。認定は20年1月31日付。松本労基署は、大泉さんが17年4月上旬にうつ病を発症したと認定。21年7月、同社が遺族に解決金を支払うことで和解が成立。ただ、同社は労災認定を公表せず、遺族への直接の謝罪もしていない。

11/25 3年前に愛知県小牧市の情報システム課の男性職員(30)が上司からのパワハラを受けたことを示すメモを残し自殺した問題で、市が6900万円を支払うことで和解する見通しとなった。市の第三者委員会は「上司のパワハラが自殺に繋がった可能性が高い」と認定、市は上司の女性係長を停職の懲戒処分とした。また去年1月には、公務災害に認定された。

11/26 厚生労働省は従業員が感染し労災と認定されたケースは保険料率の算定に含めないとした省令の改正案を審議会に提案する。新型コロナウイルスに職場で感染し労災と認められたのは先月末までにおよそ1万6000人に上り、労災が相次いだ企業では保険料の負担が増えるため影響が懸念されていた。

11/28 中電工の隠岐営業所勤務だった男性社員が2020年に自殺したのは上司のパワハラが原因として、遺族が同社と上司に約6000万円の損害賠償を求める訴訟を地裁西郷支部に起こした。提訴は15日付。男性は昨年9月にあった社内の慰労会で約2時間にわたり正座の上、容姿や私生活を侮辱され、その3日後に自殺した。

11/29 2019年12月に自殺した広島地検の男性検事(29)の遺族が、「自殺は長時間労働と上司のパワハラが原因」として、公務災害の認定を広島地検に申請した。男性は18年4月に地検公判部に配属。1広島市の自宅で死亡し、「もうたえられません」と記されたノートが残されていた。男性の時間外労働は月平均80時間以上だった。死亡する約1週間前には、知人に「検事になったの間違ったかな」「色々疲れた」などとSNSでメッセージを送っていたという。

2021年冬期カンパのお願い

日頃より当関西労働者安全センターの活動に対し、多大なるご支援、ご協力をいただき、心からお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は8月の爆発的な感染拡大を経て、その後1日の新規感染者が100人程度まで激減しました。しかしながら、変異株の感染もあり、まだまだ安心できるような状態ではなく、この冬、再度感染者が増加しないか懸念されます。

新型コロナ感染症の流行で、私たちの生活は大きく変化しました。安全衛生に関わる出来事も大きな変化を見ました。経済活動が縮小され、これまで普及が進まなかったテレワークが導入されるなど、労働形態も様々な変化がありました。それに伴いオフィス以外での労働時間管理が必要になり、益々労働時間管理が複雑となりました。また、労働者もこれまでと違った就労形態でのストレスにさらされたり、新たな労働安全衛生問題ができました。

需要が急増した食品などを配達するプラットフォームワーカー、これまで不利な立場に追いやられてきた芸能人などの個人事業主などについて、各業界の団体や労働組合が働きかけ、厚生労働省によって労災の特別加入枠が広げられました。

複数の事業所で働く労働者の労災加入について法整備されたのも大きな変化でした。ただし、本業だけで生活維持できるほどの賃金が得られず、復業せざるを得ない人が増加しているとも考えられ、変化をただ歓迎してもいられないでしょう。

アスベストについては、泉南型・建設現場の労働者への国の補償も大きく進みましたが、まだまだ格差・隙間のない補償は実現して折らず、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」では、これを実現すべく緊急要求（本文参照）をまとめ、国会議員に要請行動を行っています。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けていますが、何よりもみなさんひとりひとりとの連携が重要だと認識しております。そしてみなさんからのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありません。

日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをするに至っては誠に申し訳ないのですが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

2021年12月

関西労働者安全センター
議長 浦 功

郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259